

鹿屋市を周遊する団体旅行を支援します

貸切バスを利用して市内を周遊する旅行商品を企画・販売する旅行者に対して、予算の範囲内において鹿屋市団体旅行誘致事業補助金を交付します。
また、マリンポートかごしまと鹿屋港を結ぶ航路を利用する場合は、加算金があります。

助成対象者 旅行者法に基づく登録業者

助成内容 以下のいずれかの条件を満たした企画旅行、手配旅行となります。



基本額

	バス会社	要件	補助額
条件1	鹿屋市内のバス会社 (本社又は支社が鹿屋市内)	鹿屋市内の飲食店を利用 又は 鹿屋市内の宿泊施設に宿泊 + 鹿屋市内の観光施設を2か所以上利用	○15～19人 3万円/日 ○20～29人 4万円/日 ○30人以上 6万円/日
条件2	鹿屋市外のバス会社	鹿屋市内の宿泊施設に宿泊 + 鹿屋市内の観光施設を2か所以上利用	(補助上限: 1泊2日まで)

加算額

条件1又は条件2の要件を満たしたうえで、マリンポートかごしまと鹿屋港を結ぶ旅客航路を往復で利用した場合は、基本額に5万円を加算します。

申請期間 令和7年4月1日～予算の上限に達し次第、終了します。
※対象は、令和7年度催行分の旅行となります。



申請方法 次の書類を窓口へ持参、または郵送で提出してください。
※申請予定の旅行会社は、事前にご相談下さい。

催行前	催行後	交付決定通知書受領後
①申請書(第1号様式) ②旅行の行程表	①実績報告書(第5号様式) ②事業の内容を確認できる書類 (領収書、施設利用証明書(第6号様式)等) ③参加者名簿	①請求書 ②振込口座の写し

【問合せ・申請先】

鹿屋市農林商工部ふるさとPR課

〒893-8501 鹿児島県鹿屋市共栄町20-1

TEL : 0994-31-1121 / FAX : 0994-40-8688 / Mail : furusato-pr@city.kanoya.lg.jp